	項目	改正区分	改正 条例	内容	理由
1	開場の期日	一部	6	・市場は、次の掲げる休日を除き開場するものとする。(1)日曜日(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(3)12月31日から翌年1月5日までの日(前号に掲げる日を除く。) 2 前項の規定にかかわらず、卸売業者からの申し出により、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。	・安定的な生鮮水産物等の流通と市場の 適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
2	開場の時間	継続	7	・市場の開場時間は、午前6時から午後5時までとする。ただし、 卸売業者からの申し出により、漁況その他市場業務の運営上町 長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。	・安定的な生鮮水産物等の流通と市場の 適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
3	卸売業者の許可	新規	9	・市場において生鮮水産物及び加工水産物の卸売業者になろうとする者は、町長の許可を受けなければならない。2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。(1)名称、代表者の氏名及び住所(2)資本金又は出資金の額及び役員の氏名(3)その他必要と認める事項 3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはいけない。(1)法人でないとき。(2)法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。(3)第10条の規定による許可の取消しを受け、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。(4)前項第2号に規定する役員のうち前2号に該当する者があるとき。(5)市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有しない者であるとき。(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。	・茨城県卸売市場条例に基づいた, 卸売 業務に関する許可制度が, 卸売市場法の 改正により廃止されることに伴い, 市場 における取引の専門性を考慮し, 取引を 秩序維持するため業務の許可を新たに条 例で規定する。

	項目	改正 区分	改正 条例	内容	理由
4	保証金の預託	一部	13	・卸売業者は、許可の通知を受けた日から15日以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を町長に納付しなければならない。2 卸売業者は、保証金を納付した後でなければその業務を行うことはできない。3 前項の保証金の額は、200万円以内で町長が規則で定める。4 保証金は、現金をもって納付しなければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を 図るため,一部条例を改正する。
5	せり人	一部	17	・卸売業者が、市場において卸売を行う者をせり人としたとき 又はその者がせり人でなくなったとき町長に届出なければなら ない。2 町長は前項の規定する申請において、その申請に係る せり人が次の各号のいずれかに該当する場合又は届出書に偽り の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、 登録してはならない。(1)1破産者で復権を得ないものであると き。(2)法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑 の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった 日から起算して2年を経過しないものであるとき。(3)買受人又 はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。(5)暴力団、暴 力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者である とき。	・茨城県卸売市場条例に基づいた, せり 人届出義務が卸売市場法の改正により廃 止されることに伴い, せり売の業務を適 切かつ円滑に行うため, 届出を町長に改 め一部条例を改正する。
6	買受人及び買受人補助員の承認	一部	19	・卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買受けようとする者は、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。2 買受人が効率的な業務を確保するため補助員を必要とする場合には、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。3 町長は、前2項の承認を受けようとする者が買受人又は買受人補助員として次の各号のいずれかに該当する場合であるときは同項の承認をしないものとする。(1)必要な知識および資力信用を有しない者。(2)暴力団、暴力団員の維持管理に協力し、又は関与する者であるとき。	・承認の要件を明確に規定することにより, 市場における取引の専門性を考慮するとともに, 取引を秩序維持するため一部条例を改正する。

改正卸売市場法に定める共通遵守事項以外の遵守事項(その他取引ルール)について

	項目	改正 区分	改正 条例	内容	理由
7	買受人の保証金	継続	22	・買受人は卸売業者に保証金を預託しなければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を 図るため。
8	買受人組合	継続	24	・買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の氏名、組合員数を町長に届け出るものとする。 これを変更したときも同様とする。	・市場における公正な取引を確保するため。
9	売買取引の単位	継続	28	・売買取引の単位は、重量による。正しく重量によることが困 難なものについては、重量以外の単位によることができる。	・市場における公正な取引を確保するため。
10	指値のある受託物品	継続	29	・卸売業者は、受託物品に指値(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。2前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。	・市場における公正な取引を確保するため。
11	秘密取引の禁止	継続	30	・卸売の売買取引は、そでの下、耳やり等秘密の方法によって行ってはならない。2卸売の売買呼値は、金額による。	・市場における公正な取引を確保するため。
12	販売手数料	継続	32	・卸売業者は,委託者から徴収する販売手数料は売上金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の100分の6以内において定め,町長に届け出なければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
13	市場施設の使用指定	—- 涪ß	39	・卸売業者及び買受人(以下「業務者」という。)が市場内で使用する用地,建物,その他施設(以下「市場施設という。」)の位置,面積,期間その他使用条件については,規則で定めるところにより町長に届け出し,町長がこれを許可する。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を 図るため。
14	清潔保持等	継続	43	・使用者は、使用終了後必ず清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等常に市場施設を清潔に保持しなければならない。2 使用者が複数の場合はそれぞれの市場施設の清掃等に関する責任者及び費用の分担方法、その他必要な事項を定め、町長に届け出なければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。

改正卸売市場法に定める共通遵守事項以外の遵守事項(その他取引ルール)について

	項目	改正 区分	改正 条例	内容	理由
15	補修弁済	一部	44	・市場施設を故意又は過失により,滅失又は損傷した場合は, その補修し,又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
16	市場施設の返還	継続	45	・使用者の死亡,解散若しくは,廃業又は許可の取消しその他の理由により,市場施設の使用資格が消滅したときは,相続人,清算人,代理人又は本人は,町長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を現状に復して返還しなければならない。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
17	市場施設の使用料	継続	47	・市場施設の使用料は、別表第1条及び別表第2に掲げる金額とする。2次に掲げる費用は、使用者の負担とする。(1)電灯、電力、ガス、水道、電話及び冷暖房等の費用(2)汚染物及びごみ処理に要する費用(3)その他使用者の負担が適当と認められる費用3使用料の徴収方法は規則で定める。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。
18	罰則	継続	48	・町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、卸売業者に対してその業務を停止し、若しくは、10万円以下の過料を課し、買受人に対しては、その承認を取り消し、若しくは、その買受けをていしすることできる。(1)使用料、その他この条例による本町に対する納付金を納付しないとき。(2)業務に関して不正の行為があったとき。(3)売買価格又は取扱高について虚偽の報告をしたとき。(4)市場の業務又は市場内において、他人の業務を妨害したとき。(5)前各号のほか、法律、県条例又はこの条例及びこれに基づいて行う指示又は、処分に違反し、若しくは公益を害する行為があったとき。2市場の使用者が、この条例に基づいて行う処分により、損害を受けることがあっても町は賠償の責任を負わない。	・市場における公正な取引を確保するため。
19	運営委員会	継続	49	・市場の適切かつ円滑な運営及び管理を図るため市場運営委員 会を置く。2 運営員会は町長が選任する。3 運営員会は町長が 規則で定める。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。

改正卸売市場法に定める共通遵守事項以外の遵守事項(その他取引ルール)について

	項目	改正 区分	改正 条例	内容	理由
20	指定管理者	継続	50	・次に掲げる市場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定した指 定管理者に行わせることができるものとする。(1)施設の使用の 許可等に関すること。(2)施設の維持管理に関すること。	・市場の適切かつ健全な運営及び管理を図るため。